

金文通解

叔矢方鼎

佐藤信弥

キーワード 西周金文 晉侯墓地 唐叔虞 十四月 祭祀 虎方 南征

器名

叔矢方鼎 (③李伯謙等)・叔虞方鼎 (①簡報・③李伯謙等)・叔夭方鼎 (⑩沈長雲・⑮劉釗)。

③李伯謙は題名で「叔矢方鼎」の表記を用いつつも、文中で「この鼎は叔虞方鼎と稱するべきである」とする。また「叔矢鼎」のように方鼎を単に鼎と稱しているものも多くある。

出土

本器は二〇〇〇年一月一日から二〇〇一年一月一日にかけて行われた山西省北趙晉侯墓地第六次發掘により、第一一四號墓から出土した。本器の發掘編號は M114: 217 である。北趙晉侯墓地の概要については『漢字學研究』第四號掲載の拙稿「金文通解 晉侯蘇鐘」を参照。同墓地の發掘調査は一九九四年一〇月の第五次發掘をもって一旦終了していたが、盜掘の發覺を承けて搶救性の發掘として第六次發掘が実施された。一一四號墓が晉侯墓、一一三號墓がその夫人墓と

される。①簡報はこの兩墓の年代をおよそ西周早中期の際とする。⑮中國社會科學院考古研究所のように、一一四・一一三號墓は北趙晉侯墓地中年代が最も早い墓葬であり、本器の作器者叔矢を唐叔虞と見て、その子の晉侯燮夫妻の墓葬とするのが一般的である。また⑤朱鳳翰は出土器物の編年により、兩墓の年代はやや離れており、一一四號墓の主人である晉侯が先に没し、一一三號墓の夫人がそれより少し後に没したと見る。

①簡報は、一一四號墓槨室の東北角・西北角に置かれていた銅器は盜掘時の爆破によって破碎され、そうしたものである中で既に修復された器物のひとつとして本器を紹介する。⑤饒宗頤は、本器が出土時に既に破碎されて數十の破片となっており、仔細な綴合を経て完器となつたとする。

時代

西周早期 (二編・銘圖)・西周早期偏早 (⑱朱鳳翰)・西周成王期 (③李伯謙)・西周中期 (⑲角道亮介)・西周晚期 (新收)。

⑲角道亮介は北趙晉侯墓地一一四・一一三號墓の年代を西周中期後

段と位置づける。新收は本器だけでなく一四・一一三號墓出土器をすべて西周晩期に斷代する。本器の斷代については後文の器制覽を參照。

收藏 山西省考古研究所（二編・銘圖）

著録

①北京大學考古文博院・山西考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第六次發掘」〔《文物》二〇〇一年第八期〕（①簡報」と略稱）

新收 915

一編 320

模釋總集 第七冊二一八頁

銘圖 2419

②高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二集（研文出版、二〇一三年）、一〇六—一〇八頁

著録等略稱

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（中華書局、二〇〇七年修訂增補本）

近出 劉雨・盧岩編『近出殷周金文集録』（中華書局、二〇〇二年）

新收 鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）

二編 劉雨・盧岩編『近出殷周金文集録二編』（中華書局、二〇〇九年）

模釋總集 張桂光主編『商周金文模釋總集』（中華書局、二〇一〇年）
銘圖 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、二〇一二年）
合集 郭沫若主編、中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集』（中華書局、一九七七—一九八二年）

考釋

③李伯謙「叔矢方鼎銘文考釋」〔《文物》二〇〇一年第八期〕

④李學勤「談叔矢方鼎及其他」〔《文物》二〇〇一年第一期。後に李學勤『中國古代文明研究』、華東師範大學出版社、二〇〇五年所收）

⑤饒宗頤・黃盛璋・朱鳳翰・劉雨・吳振武・張懋鏞・王占奎・田建文・孫慶偉「曲沃北趙晉侯墓地M一一四出土叔矢方鼎及相關問題研究筆談」〔《文物》二〇〇二年第五期〕

⑥黃盛璋「晉侯墓地M一一四與叔矢方鼎主人・年代和墓葬世次年代排列新論證」（上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年）

⑦黃錫全「晉侯墓地諸位晉侯的排列及叔虞方鼎補證」（上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年）

⑧孫慶偉「晉侯墓地M一一四年代與墓主的確定」（上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年）

⑨李學勤「叔虞方鼎試證」（上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際

學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年。後に李學勤『中國古代文明研究』、華東師範大學出版社、二〇〇五年所收)

⑩沈長雲「新出叔方鼎中文字の釋讀問題」(上海博物館編『晉侯墓出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)

⑪馮時「叔方考」(上海博物館編『晉侯墓出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)

⑫劉雨「叔虞方鼎銘の閏月與祭禮」(上海博物館編『晉侯墓出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)

⑬曹璋「叔方方鼎銘文中の祭祀禮」(上海博物館編『晉侯墓出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)

⑭唐友波「晉侯墓群銅器“叔”氏及相關銘文雜議」(上海博物館編『晉侯墓出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)

⑮中國社會科學院考古研究所編著『中國考古學 兩周卷』(中國社會科學出版社、二〇〇四年)、九三〇～九七頁。

⑯劉釗「叔方方鼎銘文管見」(陝西師範大學・寶雞青銅器博物館主辦『黃盛璋先生八秩華誕紀念文集』、中國教育文化出版社、二〇〇五年。後に劉釗『書馨集——出土文獻與古文字論叢』、上海古籍出版社、二〇一三年所收)

⑰胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』(綫裝書局、二〇〇八年) 上篇、429

⑱朱鳳瀚『中國青銅器綜論』(上海古籍出版社、二〇〇九年)、一四四～六頁。

⑲角道亮介「西周青銅器銘文からみた祭祀行為の變容」(『中國出土資料研究』第二〇號、二〇一六年)

⑳劉宗漢『《叔方方鼎》“王乎殷厥士資叔方”解』(『歷史研究』二〇〇三年第三期)

㉑董蓮池「古文字無傾頭形“夭”字說」(『古文字研究』第二六輯、中華書局、二〇〇六年)

㉒陳黎・馬金霞「叔入鼎的定名與西周歷史上的入國」(南開大學歷史學院編『王玉哲先生紀念文集』、天津人民出版社、二〇〇七年)

㉓陳斯鵬「唐叔虞方鼎銘文新解」(張光裕・黃德寬主編『古文字學論稿』、安徽大學出版社、二〇〇八年。後に陳斯鵬『卓廬古文字學叢稿』、中西書局、二〇一八年所收)

㉔凡國棟『金文讀本』(鳳凰出版社、二〇一七年)、一三「叔方方鼎」。

㉕李春桃「從斗形爵的稱謂談到三足爵的命名」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八九本第一分、二〇一八年)

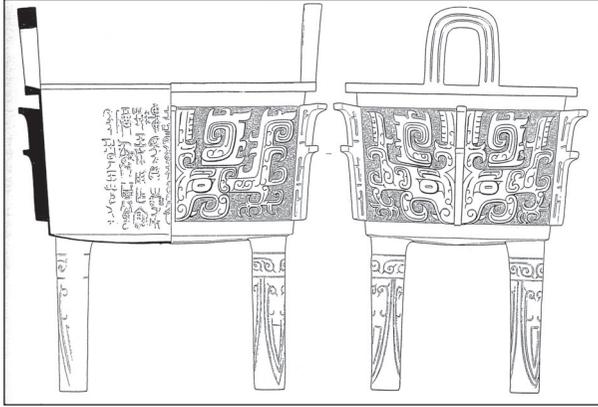
㉖王恩田「成周」與西周銅器斷代——兼說何尊與康王遷都」(張光裕・黃德寬主編『古文字學論稿』、安徽大學出版社、二〇〇八年)

器制
器影は模寫圖のみ公開されている。器體は長方形で縁は平沿方唇。縁に一對の立耳がある。平底に四本の柱足がついており、下方に内側へとややすぼまっている。四隅と四枚の壁面の中部にそれぞれ扉稜がある。壁面に角を巻き上げた獸面紋があり、裏地に雲雷紋を張り巡らせている。柱足には變形蟬紋がある。通高27.5、口部の横幅18.5、

叔矢方鼎

口部の縦幅16.5cmである。(銘圖)

③李伯謙は、本器の形制・紋様が德方鼎とかなり類似しているとし、西周成王期のもとするが、林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』(吉川弘文館、一九八四年)、方鼎②では、德方鼎は西周I B、すなわち西周早期の後段の器と位置づけている。本器も德方鼎も林氏が位置づける二型方鼎ということになるが、器體部分の深さ、柱足の長さともに着目すると、西周I Aの器形に近いように思う。本稿では二編・銘圖にのっとり、廣く西周早期の器銘と見ておくことにする。



叔矢方鼎 器影模寫 (①簡報)

銘文

内壁部に八行四八字、うち合文二字。

佳十又四月、王彫、

大柵、率、才(在)成周。

威率、王乎(呼)殷卒(厥)

士觴(唐)弔(叔)矢(虞)曰(以)行(裳)衣・

車馬・貝卅朋。敢

對王休、用作(作)寶

尊彝。其萬

年揚王光卒(厥)土。



叔矢方鼎 銘文拓本 (①簡報)

銘文考釋

佳十又四月、

「十又四月」は、③李伯謙は殷墟甲骨文と殷金文には見えるが、西周金文では初見とする。西周の初めはなお殷代と同様に年終置閏法が流行しており、その暦法の水準は殷代晩期からそれほど進歩していなかったとする。

④李學勤は、甲骨文と殷金文に見える「十四月」の確實な例として、合集2841と小子罍簋（集成4138 殷）を挙げ、常玉芝『殷商曆法研究』（吉林文史出版社、一九九八年）の「置閏がなお不正確であったので、失閏の現象が生じた」という説明を引き、本銘のような失閏は非常に稀であるとする。

⑤・⑩劉雨は、金文の「十四月」の例として鄧公簋（集成3858 春秋早期）と都公緘鼎（集成2153 春秋早期）を挙げ、本銘と、自身の「殷周金文中的閏月」（『香港第二屆國際中國古文字研討會論文集』、一九九三年）を踏まえ、殷代から西周早期にかけては年の終わりに三月・四月を追加する年終置閏法が行われており、西周の暦法はまだ十九年に七度閏月を置くという規律を執行することができなかったと位置づけている。鄧公簋と都公緘鼎は、集成ではそれぞれ西周晚期と春秋早期に斷代しているが、⑩劉雨の注釋では、鄧公簋を西周早期あるいは中期に改めるべきであると、集成が都公緘鼎を春秋早期の器としているのは、明らかに適切ではないとする。そして金文の

「十四月」は特例と見なして輕視すべきではなく、西周の暦法に特有の「既生霸」「既死霸」「既望」といった月相の助けを借りて干支を限定するやり方は、おそらくこの頃の暦法がまだしっかりしておらず、なおその時々々の天文觀測に頼って記録せねばならない段階であったことを説明しているとする。

⑥黃盛璋は、殷周期には置閏に定法がなく、「十四月」を失閏と見なすべきではないとする。⑦胡長春は、やはり本銘の「十四月」を西周金文で初見と位置づけ、模本という形でしか残っていない都公緘鼎銘について、注釋に郭沫若『兩周金文辭大系圖錄考釋』の「四」字の模畫に誤りがあるのではないかと、いう説を引く。

金文の「十四月」の例のうち鄧公簋は、修訂增補版では斷代を改めて春秋早期としているが、銘文には「佳十又四月、王才（在）侯□」【佳十又四月、王、侯□に在り】とあり、この「王」がおそらく周王を指すことから、元の通り西周金文と見た方がよいのではないかと思われる。この銘は銘圖4710では西周晚期に斷代する。

王𠄎、大𠄎、𠄎、才（在）成周。

「王」字について、④李學勤はこの字の縦畫が横畫と接する部分で幅が廣がり、横畫の兩端が跳ね上がっているのは、殷末周初に常見する字形とする。

「𠄎」「𠄎」「𠄎」はいずれも祭祀に關わりと見られる字で、甲骨文中にその例が多く見えること、このうち「𠄎」「𠄎」（あるいは「𠄎」）

は金文に複数の例が見えるが、「冊」は本銘が初見であることを各家が指摘する。

後文の議論での参照のために、西周金文の「𠄎」の用例、甲骨文の「冊」の用例の一部、西周金文の「奉」字の用例で本銘と類似する用例を挙げる。

〔𠄎の用例〕

繁卣（集成 5430 西周中期）

唯九月初吉癸丑、公𠄎祀。雩（于）旬又一日辛亥、公啻（禘）、𠄎辛公祀、衣（卒）事、亡敗。……

【唯れ九月初吉癸丑、公、𠄎祀す。于に旬又一日辛亥、公、禘し、辛公に𠄎して祀る、事を卒ふるに、敗ひ亡し。……】

麥方尊（集成 2015 西周早期）

……雩若二月、侯見于宗周、亡敗。迨（會）王饗葦京、𠄎祀。

【……雩若に二月、侯、宗周に見するに、敗ひ亡し。王の葦京に饗し、𠄎祀するに會ふ。……】

〔冊の用例〕

夷新冊用。（合集 34522 等）

【夷れ新冊もて用いんか。】

岳燎、夷舊冊用三牢、王受又（佑）。（合集 30414）

【岳に燎し、夷れ舊冊もて三牢を用いるに、王、佑を受けんか。】

〔奉の用例〕

鬲卣／盩（集成 935 / 3824 ~ 3825 / 5374 西周早期）

王奉于成周。……

【王、成周に奉る。……】

孟爵（集成 9104 西周早期）

佳王初奉于成周。……

【佳れ王、初めて成周に奉る。……】

獻侯鼎（集成 2626 ~ 2627 西周早期）

唯成王大奉才（在）宗周。……

【唯れ成王、大いに奉るに宗周に在り。……】

叔簋（集成 4132 ~ 4133 西周早期）

佳王奉于宗周。……

【佳れ王、宗周に奉る。……】

③李伯謙は、「𠄎」「冊」「奉」はいずれも祭名とする。「𠄎」字は、唐蘭「論周昭王時代的青銅器銘刻」（『唐蘭先生金文論文論集』、紫禁城出版社、一九九五年）の議論を踏まえ、𠄎聲で「𠄎」字の繁文であり、「𠄎」「𠄎」の本字とする。そして『爾雅』釋天に「釋「𠄎」、又祭也。周曰釋、商曰𠄎、夏曰復胙。祭名。」釋「𠄎」、又祭なり。周を釋と曰ひ、商を𠄎と曰ひ、夏を復胙と曰ふ。祭名。』『白虎通義』の佚文に「𠄎、昨日祭之、恐禮有不備、故復祭也。」「𠄎、昨日之を祭るに、禮に備らざる有るを恐る、故に復祭するなり。』とあるように、正祭の翌日に行われる祭祀を指す「又祭」「復祭」の意とする。「冊」は、甲骨・金文に常見の「冊」字ではないかとする。甲骨文ではまた「冊

口」字があり、あるいは「晋」と釋されるとし、『説文解字』の「册、符命也。」「【册、符命なり。】を引き、「册」に「示」旁を加えているのは、簡册をもって神に告げるからであるとする。「奉」は、ある種の祭祀活動を舉行する専名とする。

④李學勤は、甲骨文では祭祀に係する動詞であり、單獨で使用、もしくは「彫伐」「彫歳」「彫燎」「彫奉」などの形で種々の祀典と連なつて使用され、西周金文では麥方尊・繁卣に「彫祀」の例が見え、ともに「祀」と連接し、「享」「獻」の類に似た広い意味を持つ動詞であり、かつ特殊な祀典や祀典中の特定の儀節ではないとする。「大柶奉」の「奉」字は、冀小軍「説甲骨金文中表祈求義的奉字」(『湖北大學學報』一九九一年第一期)によつて「禱」と讀む。『説文解字』に「禱、告事求福也。(禱、事を告げて福を求むるなり。）」とあり、「奉」が舉行される際には祈禱の言葉が捧げられ、この種の文辭は竹や木の簡册に書かれ、その用途の册には、本銘や卜辭の「柶」字のように「示」偏がつくとする。本銘の「王彫大柶奉」は、盛大な告事求福の祀典を舉行したことを言うとする。

⑤饒宗頤は、甲骨文の「柶」字は「册」と通用し、「大柶」とは「大册」であるとし、本銘の作器者である叔虞が晋に首封されるのは西周の大事であるので、その册封の典禮の前に「大」字を加えたとする。

⑥黃盛璋は、本銘の「彫」字の右側が三點ではなく四點に従っているのに注目し、この字は從來一般的に「酒」字と釋されてきたが、これによつて名詞の「酒」字とは異なることが示されたとする。「彫」字は動詞であり、酒を以て神に灌ぐことを指すとする。「柶」字は册

に書寫して祭告することであり、「大」とあるのは、祭祀の主體であることを示すとする。本銘の「王彫」は「大柶奉(拜)」の前に行われているが、甲骨文でも「彫燎」「彫奉(拜)」「彫祭」など、やはり祭前に「彫」が行われ、祭祀全體と連結しているとする。「奉」字は禾にかたどり、甲骨文では多く禾を求め年を求める祭りであり、『汗簡』に『説文解字』古文の「拜」を引くのがこの字であるとし、「拜」と釋する。

⑦黃錫全は、「彫、柶、奉」はひとつの活動の中の三つの要素であり、周王が彫祭と册封を行ったことを記述しているとす。「彫」は祭名であり、その意味については人によつて説が異なっているだけ述べ、深入りしない。「奉」は『説文解字』の「饗」字があるいは「饋」字に作るることによつて「賁」字であるとす。そして『詩經』小雅・魚藻「有頒其首」【頒たるその首有り】の「頒」字が、『爾雅』釋詁の樊光注では引用して「賁」に作るのにより、本銘の「奉」字は「頒」(あるいは班)にあたり、頒布・頒賜の意であるとす。本銘及び獻侯鼎・叔簋・孟爵などの例は、宗周あるいは成周で册封と賞賜物などを頒布する典禮を行ったものであり、これらの典禮の前に、おそらく祭祀の禮を行う必要があつたのであろうとする。

⑧劉雨は、「彫」字が唐蘭「論周昭王時代的青銅器銘刻」の説に従つて「彤」であるとすれば、『爾雅』釋天に言う釋祭に當たる(引用は前文を参照)とする。この種の祭祀の内容は夏・殷・周で繼承されており、その名は異なつても、その實復昨であることは一致しているとす。復昨とは、おそらく前日の祭禮に用いられた昨肉を、翌日に儀式

を舉行した後に、みんなで分けて食べることであるとする。「大柶」はおそらく「大冊」であり、西周中晩期に盛行した「冊命」であるとする。本銘の「大柶」はおそらく周初の本器の作者唐叔虞に對する重大な冊命を指すとし、西周早期の冊命の典禮・儀注はまだ整備されていないが、命服・車馬・貨貝を賞賜する儀注は中晩期の銘文と似ているとする。「率」は周が殷から繼承したもので、西周早中期に盛行し、周王朝の比較的重要な大禮のひとつで、多くが周王によって都城で舉行されたとする。本銘の最大の意義はおそらく周初の成王による唐叔虞への大冊命を記録していることにあると総括する。

⑬曹璋は、陳佩芬「繁卣・邁鼎及梁其鐘銘文詮釋」(『上海博物館集刊』第二期)の、「𩑦」は單獨の祭名であり、また祭祀の中の環節のひとつでもあるという理解と、姚孝遂(『甲骨文字詁林』、中華書局、一九九六年、二七〇七頁按語)の、古代の祭名は多く祭牲の法に由来するので、祭名と祭法は通行できるという理解が比較的優れているとし、「𩑦」祭は酒をもって祖先を祭祀する形式のひとつであるとする。「冊」字には、甲骨文では「冊告」の意があり、同時にまた用牲の法の含意があるとし、金文では「冊告」の意の場合、「冊命」「冊賜」などのように一般に「冊」に作り、本銘の「柶」は用牲の法であるとする。「大」はここでは程度の甚だしさを形容する副詞として用いられており、「大柶」は盛大に犠牲を獻ずる禮であるとする。「率」は災いを除いて福を求めめる祭祀であるとする。「王𩑦、大柶、率、才(在)成周。」は、三種の内容が異なり前後連続して行われる祭祀活動の過程であり、王が成周において酒で祖考を𩑦祭し、盛大に犠牲を獻じ、

最後に災いを除いて福を求めたことを述べているとする。

⑭劉釗は、「王𩑦大柶」と「率才(在)成周」がそれぞれ一句を爲すとする。「𩑦」については、劉源『商周祭祖禮研究』(商務印書館、二〇〇四年)の、各種の具體的活動を含めた整った祭祀儀式ではなく、ただ祭祀儀式の中の活動のひとつを反映するだけのもので、用牲法の一つではなく、通常祭祀儀式の開始段階で行われ、獻酒に關わる活動であり、その用法は「𩑦」の用法と近く、ある状況のもとでおそらく引申して抽象的な進獻の意となり、あるいは祭祀の動機を反映するという解説を引き、獻酒に關わるという點の證明が困難であること以外は信すべきであるとする。そして「𩑦」字の見える金文のうち繁卣の「𩑦祀」は、𩑦という祭祀を舉行するという意味ではなく、「祀に對して𩑦を以てする」あるいは「祀のために𩑦する」の意で、「𩑦辛公祀」がその含意を明確に説明しており、よって「𩑦祀」とは「𩑦于祀」であり、「𩑦大柶」とは「大柶」のために「𩑦」という活動を行うということであるとする。その「柶」字の従う「冊」について、古文字中の「冊」「典」字はともに「冊」に従い、早い時期には二字の形體が近かったのではないかと推測し、おそらく孳乳分化の關係にあるとし、「柶」字は「典」と釋するべきであり、「大柶」は「大典」であり、甲骨文の「新柶」「舊柶」は「新典」「舊典」であるとする。本銘の「大典」とは、具體的には後文に見える「殷」すなわち殷見の禮を指すとする。「𩑦」と「率」は殷見の禮にともなう儀式で、祭祀と禱告を指して言い、「率」は冀小軍「說甲骨金文中表祈求義的率字」により「禱」であり、事を告げ福を求めめる辭であるとする。

①胡長春は、「柵」字については③李伯謙の解釋に従うべきであるとする。「奉」字の字釋については今に至るまで解決されていないが、早期の甲骨學者はこれを「求」と釋しており、彼らの讀法が無理がないとする。

②王恩田は「王彫、大柵奉才(在)成周」と區切り、「柵」字は「册」と讀み、「奉」字が根のある樹木の形を象ったものであり、「封」字が根のない樹木の形を象るのに對應するものとし、「封」の異體と位置づけ、「大柵奉」は祭祀ではなく「大作封」、すなわち諸侯封建を指すとする。本銘の「王」については成王ではなく康王を指すとする。

諸説のうち①劉釗については、金文の「彫祀」の「祀」を名詞として讀んでいるようであるが、保卣／尊では「祀」字を祭祀に關する活動を示す動詞として使用しており、繁卣・麥方尊の「彫祀」も必ずしも名詞として讀む必要はない。

保卣／尊(集成5415／集成6003 西周早期)

乙卯……遘于四方、迨(會)王大祀枚于周、才(在)二月既望。

【乙卯……四方に遘ひ、王の太いに祀りて枚するに周に于いてするに會ふ、二月既望に在り。】

荊子鼎(銘圖2385 西周早期)

丁子(巳)、王大夜。……

【丁巳、王、太いに夜す。……】

士卣／尊／盃(集成5421～5422／5999／集成9454 西周早期)

佳王大卣(禴)于宗周、侏(延)饗羣京年、才(在)五月既望

辛酉、王令(命)士上眾史寅(殷)于成周。……

【佳れ王の太いに宗周に禴し、延きて羣京に饗するの年、五月既望辛酉に在り、王、士上眾史寅に命じて成周に殷せしむ。……】

保卣／尊に見える干支乙卯(干支番號32)は荊子鼎の丁巳(54)と接續することが指摘されており、兩銘は同じ儀禮を記録していると見られるが、一方で保卣／尊の「大作夜」は荊子鼎では「大作」となっている。祭祀儀禮を示す文字につく「大」字は割合に隨意につけられるものではないかと思われる。

保卣／尊では四方への「遘」及び周における「祀」と「夜」が一連の儀禮の中の活動として記述されており、士卣／尊／盃の宗周における「禴」、羣京における「饗」、成周における「殷」がやはり一連の儀禮の中の活動として記述されているが、この部分についても、⑦黄錫全の言うように「彫」「柵」「奉」、そして後文に見える「殷」も加えて、それぞれ一連の儀禮の中の四つの活動と見るべきである。

ただ「柵」字を「典」と讀むことについては、槐簋(銘圖續453～454)に「乍(作)册尹」とあるべきところを「乍典尹」と記述しているのを踏まえると、「柵」字も「典」と通用し得る。

「王彫、大柵、奉、才(在)成周」は、王が成周において「彫」「柵」「奉」の三つを一連の活動として行ったことをいう。個々の活動の具體的な内容は定めがたい部分があるが、「彫」は、①劉釗が引用する劉源『商周祭祖禮研究』に言うように獻酒に關わる行爲か、もしくは

進獻の行爲を指すと見ておく。「冊」は「冊告」に關する活動、「奉」は穀物の實りなどの祈求に關する活動と見ておく。㉔王恩田の説については、特に「奉」字に關して、甲骨・金文中のこの字の用例から「封」と見なすのは無理がある。

咸奉、王乎（呼）殷卒（厥）土觴（唐）弔（叔）矢（虞）

「咸奉」は、④李學勤は既に奉すなわち禱を行った後の意とする。

「王乎（呼）」以下は、従来は「觴（唐）」に當たる字を「齊（齋）」などと釋して賜與を示す動詞と解し、「王乎（呼）殷卒（厥）土、齊（齋）弔（叔）矢（虞）目（以）付（裳）衣・車馬・貝卅朋」と句切りがなされてきた。

「王乎（呼）殷卒（厥）土」の「殷」は、③李伯謙は金文の「殷」の例として作册卣（集成5400）の「佳明保殷成周年」【佳れ明保の成周に殷するの年】、小臣傳簋（集成206）の「令（命）師田父殷成周【年】」【師田父に命じて成周に殷せしむるの年】を挙げ、また土上卣／尊／盃の例を挙げ「廢」に作るとする。その字釋については、郭沫若「令彝令簋與其他諸器物之綜合研究」『殷周青銅器銘文研究』、科學出版社、一九六一年）の「殷は殆ど殷規・殷同の意。殷見の禮は乃ち大いに内外の臣工に會するの意」という解説を引く。④李學勤は、「殷」を殷見すなわち集まって朝見することを指すとす。すなわち「咸奉、王乎（呼）殷卒（厥）土」は、前文に見える「奉」の活動を終えた後、王がそれらの活動の参加者である「土」と朝見し、その「土」

の中に作器者叔矢も含まれていたという理解になる。

こうした理解に基づけば、「土」が叔矢の身分を示す語であるということになるが、この「土」について諸家は以下のように解釋している。

④李學勤は、「土」は『尚書』多士の孔穎達『正義』に「士者、在官之總號」【士なる者は、官に在るの總號】と言っているように、王朝の卿・大夫・士を含めたもので、士の身分に限定して理解することはできないとする。本銘の「土」字の寫法は、土上卣／尊／盃とまったく同じで、やはり本器が西周早期に屬する證據となるとする。⑤王占奎は④李學勤を補足し、「厥土」は『詩經』周頌・敬之に「陟降厥土」【厥の土に陟降す】とその語が見え、詩序に「群臣進戒嗣王也」【群臣、戒めを嗣王に進むるなり。】とあることから群臣のことであるとす。

⑥黃盛璋は、「土」とは王の侍衛・近臣であるとす。本銘で王は大祭が終わり、叔矢らに殷見する際に、彼らは呼びつけられてすぐに到着しているのので、王の左右に付き従って王の身を護衛していたのだろうとし、周官の御士は叔矢一人に止まらないので、「厥土」と總稱したとする。毛公鼎（集成282）西周晚期）には「以乃族干（捍吾（禦）王身」【乃の族を以て王の身を捍禦せよ】とあり、毛公は周の王族の執政重臣であるので、「乃の族」とは王族を指し、王の護衛は、王室の嫡親の若年の子弟から選ばれたのであるとする。本銘の「王」は成王と見られるので、作器者叔矢はその同世代の叔虞ではあり得ず、その子に當たり、本銘の「厥土」とは「王土」ということであるとす。

①馮時は、『詩經』周頌・載芣の「有依其土」【其の土を依する有り】の毛傳「土、子弟也。」【土、子弟なり。】を参照し、「厥土」すなわち王の土とは王の子弟、王族の成員であるとする。甲骨・金文の「王」字と「土」字は同源字であり、王と土は同族内の成員の地位の違いを示す稱謂であるとする。柞伯簋（新收）⁹⁵（西周早期）の作器者柞伯は銘中で王の多士と位置づけられており、かつ周公の子孫であると考えられ、周王の宗室と位置づけられることを踏まえ、叔矢すなわち叔虞の身分は王の土に合致するという。

②王恩田は、本銘の「土」は地位が極めて高い「卿士」を指すとす

る。
吉本道雅「春秋卿大夫考」（『金啓猗先生逝世周年紀念文集』、東亜歴史文化研究会、二〇〇五年）によれば、「大夫」の稱は西周の滅亡のころの状況を描いた『詩經』小雅・雨無正などによりやく見え、「卿」もそのもととなった「卿事（士）」という呼稱は春秋以前から見えるが、「卿」自體は春秋以後に生じた呼稱ということで、「卿・大夫・士」の身分の枠組みが確定したのが春秋以後ということになり、本銘を含めた西周金文の「土」も「大夫」と「庶人」の間の身分を指すものと見ることができない。

上記のうち①馮時の議論を補足すると、柞伯簋には「王令（命）南宮率王多士、師魯父率小臣」【王、南宮に命じて王の多士を率いしめ、師魯父をして小臣を率いしむ】とあり、後文に王の言として「小子小臣」という呼びかけが見え、「王の多士」が王室の子弟あるいは王の小宗を示す「小子」と言い換えが可能であることがわかる（木村秀海

「甲骨文・金文の小子について」（『人文論究』第五三卷第四號、關西學院大學人文學會、二〇〇四年を参照）。この「土」が身分呼稱なのか官職名なのかは判然としないが、西周金文には土上卣／尊／盃に見える「土上」のようにその名に「土」を冠する例があり、また牧簋（集成4216）などに「嗣（司）土」の官が見える。王の「土」には王室の子弟や王の小宗が充てられ、叔矢もその一員であったということになろう。

「殷卣（厥）土」について②劉宗漢はまったく異なる理解を採る。まずこの部分は「王乎（呼）殷卣（厥）土賚弔（叔）矢」で連讀するとする。そして「殷卣（厥）土」とは周王が支配する殷人の大小の臣工を指し、銘文後文に見える「付衣・車馬・貝卅朋」とともに王から叔矢に賜與されたものであるとする。③陳斯鵬はこの部分を連讀するという着想のみを受け継ぎ、「殷」は「殷見」の意味ではなく「殷勤」、すなわち上位者の下位者に對する安撫や施恵を指すとし、④王恩田もこの部分を連讀し、「殷」字を「分」と讀み、「分給」（分け與える）の意味とするが、この解釋は次の⁹⁶字の字釋と関わってくるので、まずはこの字の從來の解釋を確認しておきたい。

⁹⁶字について、③李伯謙は、この字の下部は三つの袋足がある器物のようであり、上部は「齊」字の古文に似ているとし、李學勤のあるいは「齊」字と讀むべきであるというコメントを引き、麥方尊の「劑」字の右旁がこの字形と近いとする。

④李學勤は、この字は「爵」の省に従い「齊」聲とする。そして麥方尊と五年師旅簋（集成4216～4218 西周晚期）には「人」に従い、

この字に従って聲とする「齊」字があり、「齋」と讀むとする。叔方は晉人であり、王朝で任官されたので、王はまた輿服具幣を賜り、これを送って歸國させたのであるという。

⑥黄盛璋は、この字は魯侯爵（集成 9096 西周早期）に「爵」字として見え、上部の三本線は「齊」の初文であり、祭物の黍稷を表し、下部は袋足類の祭器をかたどり、流口を開けて酒液が流れ出ており、祭祀を表すとし、この二つの象形を合體させて會意をなすとする。そしてこの字には四つの用法があるとする。一つ目は祭器を表す用法。二つ目は祭物の黍稷を表す用法。これは『周禮』の齋にあたり、穀物を示す「黍」の意となる。三つ目は祭物の黍稷を祭器に盛る祭祀を表す用法で、『説文解字』の「盛」字にあたる。四つ目は祭祀の後に多く祭器祭物を助祭に關わった者に分與する用法で、引伸して「直接送與する」の意味となる。本銘はこの四つ目の意を用いたとする。この字は康王期以後「齊」字と改められ、麥方尊・五年師旅簋・晉侯蘇鐘（新收 870～885 西周厲王）に見え、『説文解字』の小篆では「齊」字にあたるとする。

⑤呉振武は、この字は上部が常見の「齊」字と寫法がかなり異なり、字全體は爵の象形で「爵」の初文で、封爵の意味であるとする。ただし爵とは異なって柱の数が一本多いのが問題で、左側の柱は流の形の變かもしれないとし、また甲骨・金文の「爵」字にそのような文例がないこともこの説の缺點であるとする。

⑦黄錫全は③李伯謙が正しいとし、補足として、この字の下部は魯侯爵の「爵」字、泉伯簋（集成 4302 西周中期）等の「昏」字と類

似し、器物の爵の形状であり、その上部は「齋」字の上部と類似すると指摘する。「齊」字と「次」「賜」字は音が近く、この字は「齋」を借りて「賜」と讀むとする。

②劉宗漢はこの字を「齊」字の俗體である「齋」字と釋し、一般的な贈與ではなく特殊な含意があり、叔方が成周より帰還する際の行道に携帯する資材を指すとし、五年師旅簋で軍旅に必要な資材が與えられているのと同じであるとする。

ここで取り上げられている金文の「齊」聲の諸字の例のうち、賜與を示す動詞として使用されている五年師旅簋・麥方尊・晉侯蘇鐘の用例を参照のために以下に引く。また前二者については古文字の字形も引いておく。

五年師旅簋（集成 4216～4218 西周晚期）

……齊（齋）女（汝）千五・易（錫）登盾生皇（鳳）・畫内（柄）

戈瑀載（威）歌（緜）必（秘）・彤沙。……

……汝に千五・錫登盾生鳳・畫柄戈瑀威緜秘・彤沙を齋あたふ。

……】

麥方尊（集成 6015 西周早期）

……侯易（賜）者（諸）夙臣二百家、劑（齋）用王乘車・馬・

金勒・冂衣・市・鳥。……

……侯、諸夙臣二百家を賜はり、齋ふるに王の乘車・馬・金勒・

冂衣・市・鳥を用す。……】

晉侯蘇鐘（新收 870～885 西周厲王）

……王親(親) 齊(齋) 晉侯穌(蘇) 柶鬯一卣・弓矢百・馬四匹。

【……王、親ら晉侯蘇に柶鬯一卣・弓矢百・馬四匹を齋ふ。……】

⑤呉振武が指摘するように、**鬯**字は「齊」字の字形と懸隔があり、ここに引いた五年師旅簋や麥方尊の字形とも隔たりがあるのが問題となる。この字について異なった観点を提示したのが②王恩田と③陳斯鵬である。②王恩田はこの字を「巫」の省に従い、「丙」聲の字であり、「丙」字と「唐」字はともに陽部の字で音通し、**鬯**叔呉」は「唐叔虞」を指すとする。一方、③陳斯鵬は**鬯**字を爵類の酒器の象形字とし、上端の三本の縦畫は酒器の柱に當たり、金文の「爵」に従い「易」聲の「觴」字の意符部分の字形上の類似から、「齊」字ではなく「觴」の象形初文であるとする。かつこの字を文王玉環(銘圖19710 西周早期)の「唐人」の「唐」と釋讀される字と同字であると見て、「唐」と讀むとし、**鬯**弔矢」で唐叔虞と讀むとする(文王玉環及びその銘に見える「唐」字については、本誌第四號掲載の拙稿「金文通解 晉侯蘇鐘」の「参考」欄(三)を参照)。そしてこの部分は「王乎(呼) 殷卒(厥) 土觴(唐) 弔(叔) 矢(虞) 以(尪) 衣・車馬・貝卅朋」と連讀し、これは豊卣/豊尊(集成5403/5906 西周中期)の「王才(在) 成周、令(命) 豊庥(殷) 大矩、大矩易(賜) 豊金・貝【王、成周に在り、豊に命じて大矩を殷せしめ、大矩、豊に金・貝を賜ふ】と類似的の構文であり、ともに一人のみを「殷」しているのを不審とし、前述したように金文の「殷」は「殷見」ではなく、「殷勤」、すなわち

上位者の下位者に對する安撫あるいは施惠を指し、この文は王が裳衣・車馬・貝卅朋などの物品によつて唐叔虞に對して安撫・慰勞を行わせたの意であるとする。⑤李春桃も、「觴」は三柱あるいは多柱の酒器であり、金文の三足器を象つた字は「觴」字であるという観點から、③陳斯鵬の字釋を支持する。**鬯**字を「唐」と讀むこと自體は②王恩田と同じであるが、「觴」字說の方が字解の面でもより無理がない。「殷」字の用法についても③陳斯鵬の見方が最も説得力がある。この兩字の解釋及び文の句切りについては、③陳斯鵬及び⑤李春桃の見方に沿うことにする。参考のため、以下に金文の「觴」字(左。張俊成『西周金文字編』(上海古籍出版社、二〇一八年)、二五四頁)と、③陳斯鵬による文王玉環の「唐」字の模本(右)を擧げておく。

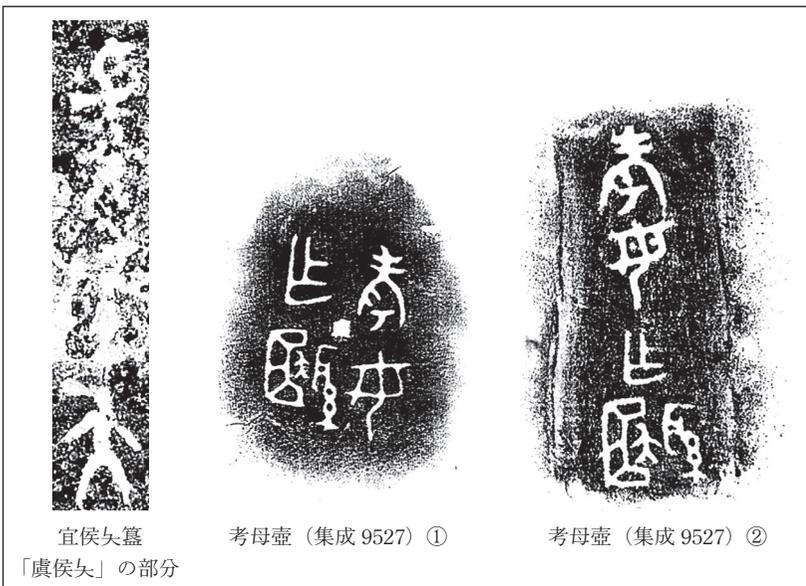


そして作器者の名の部分となる「矢」字である。「叔矢」を晉の初代唐叔虞と見た場合、「矢」字が字形のうえでは「呉」、更には「虞」とつながるのはよいとして、字音のうえでは「虞」と遠いのがネックとなる。

③李伯謙は、「叔矢」とは晉國の始封の君唐叔虞であり、銘文中の祀典を主宰した王は成王ではないかと見る。「矢」字は宜侯矢簋（集成4330 西周早期。下圖參照）などに人名として見えるが、それぞれ別人とする。その讀音は「仄」とするのが一般的としつつも、異説として唐蘭「宜侯矢簋考釋」（『唐蘭先生金文論集』）の、宜侯矢簋に見える「虞侯」について、その下部が「矢」に従うのは「虞」字の早期の寫法であり、「呉」と讀むとする説を擧げる。

「呉」字の下部は「矢」でも「大」でもよく、また「大」は「夫」とも一字であり、「夫」と「呉」は上古音ではともに魚部に屬し、音が近く、古文字の「呉」が従う所の「矢」と「大（夫）」はともにその聲旁と見なすことができる。その例として青銅器の器名の「簋」に相當する字を取り上げる。「簋」字は『說文解字』に古文として「医」が見え、また古文字に「匡」「匪」「笑」などと表記される。更に洛陽龐家溝西周墓四一〇號墓出土の考母鬲／壺／甕（集成3346／9527／9801 西周早期。下圖參照）には「考女（母）乍（作）医聆」とあり、「医聆」は『論語』の「瑚璉」に當たる。そして「矢」「大」「夫」は一字であるので、従って「医」と「医」も一字であるとし、この兩字の「矢」と「夫」はともに聲旁であり、音は「古」「胡」と近いとする。これは「呉」字が「矢」聲に従うこともでき、「大

（夫）聲に従うことができることを互證するものであり、上古では「矢」は「呉」と近い音を有しており、宜侯矢簋に見える「虞」字の古體は「矢」が聲旁であったとする。以上の論證が成立し得るなら、叔矢はおそらく叔虞であると結論づける。



宜侯矢簋
「虞侯矢」の部分

考母壺（集成 9527）①

考母壺（集成 9527）②

⑨李學勤は、本銘に見える王の賞賜の文例と賜與品は麥尊と近似していることから、叔矢の地位が邢侯に相當すると見て、この點は叔矢を唐叔虞とするのに有利であるとする。「矢」字については、西周金文の「吳」字の従うところの「矢」は頭を傾けており、本銘の「矢」字と一致する。しかしこれはその實職部の音の「矢」字ではなく、形體は同じでも同一字ではないとする。職部の音の「矢」字の形體は古音が同じである「戾」字に反映されているとし、甲骨文の「戾」字は「日」の旁らに「大」を斜めに置く形に作っていることから、殷周期の職部の音の「矢」字は頭を傾けた形ではなく側體にかたどるとする。そして頭を傾けた「矢」字は後の職部の音の「矢」字と同形であるが、實は別字であり、金文の「矢」字は職部の音の「矢」字ではなく、「吳」「虞」と孳乳の關係にあり、「虞」の本字である。よって「叔矢」は唐叔虞であると結論づける。

⑤・⑥黃盛璋は、「叔矢」は唐叔虞ではないとする。宜侯矢盞には「矢」「虞」字がともに見えるが、兩字は字が異なり、音も異なる。『說文解字』によれば「矢」字は頭を傾けているさまをかたどり、音は「仄」に同じであり、『玉篇』によれば「側」字の初文であるというのを根據とする。「叔矢」は叔虞の子の變父を指し、その字であるとする。前文に見える「厥土」が當時の彼の官職・官稱であり、本銘は諸侯位を繼承する以前のものであったと見る。「厥土」とは王の土のことで、本銘で王の大祀が終わってその土に殷見していることからすると、叔矢は王の隨身侍衛のひとりであったのであろうとする。

⑤張懋銘は、叔矢が一國の君に封じられていたとしたら、康侯丰鼎

(集成2153 西周早期)の「康侯丰(封)」のように爵稱が見えないのが不審であるとする。

⑩沈長雲は古文字の「矢」について、従來頭が左に傾いているものが「矢」字、右に傾いているものが「夭」字であると解釋されてきたが、左に傾いていようが右に傾いていようがどちらも一字であり、『說文解字』がこれを「𠄎(矢)」「𠄎(夭)」と二字に分けたのが誤りであるとする。その音は、「夭」字は影母宵部、「吳」「虞」字は疑母魚部で、影・疑二母は喉牙に別なく、宵・魚二部は音が近く、よって「夭」字と「吳」「虞」字は音が近いということになり、「叔夭」とは「叔虞」であると結論づける。

⑪馮時は、「矢」字には二つの音があったとする。通常の「矢」音のほか、その字形の身を傾けるさまが大言に驚いたこと(『說文解字』に「吳、大言也」とあるのを踏まえた表現)によるものであるので、「吳」音もあつたとする。ただ字音のうえで、「吳」字が疑紐魚部に屬するのと、「夭」字が精紐職部に屬するのでは、かなり隔たりがあるが、『詩經』にはしばしば之・魚合韻の例が見えるので、「叔矢」の「矢」は「吳」、更に「虞」と讀むべきであるとする。

⑭唐友波は、叔矢は叔虞であるとし、その理由として『史記』晉世家に見える唐叔虞出生時の話に注目する。その文中に「文在其手曰虞、故遂因命之曰虞」【文、其の手に在りて虞と曰ふ、故に遂に因りて之に命づけて虞と曰ふ】とあり、唐叔虞の手相が「虞」字の形に似ていたことがその名の由来であるとされている。人の掌には三本の斜紋があり、俗に「通貫手」と呼ばれる手相の場合、最上段の一本が平直で

字形のうえだけでなく字音のうえでも本銘の作者名を叔虞に近づけたいという發想が、以上に挙げたような議論を生み出しているわけである。「夭」字説については、②董蓮池が、古文字中に左あるいは右に頭を傾けた形の「夭」字は存在しないと批判する。一方で、滕侯昺戈（集成 11018 / 11079 / 1123 春秋晩期）の「昺（昺）」字（上圖『古文字類編（増訂本）』の「昺」字項中の滕侯昺戟の字形を参照）が従う所の「矢」を理由に、古文字中に「矢」字は確かに存在し、かつ戦國文字などで小篆の「𠂔（夭）」の字形とつながるものを見出せないことから、「夭」字と見なすことは困難であり、頭を左に傾けたものも右に傾けたものもいずれも「矢」字であると結論づける（戦國文字の「夭」字については、下圖に挙げた湯餘惠主編『戦國文字編（修訂本）』（福建人民出版社、二〇一五年）、六八七頁を参照）。本銘については、叔矢が叔虞というのは信憑性があり、牽強附會してその音を通じてさせようとする必要はないとする。この②董蓮池のような見方が適切である。



「矢」字の字形について、その他の説も見ておくことにする。②陳黎・馬金霞はこの字を字のままに「𠂔」とし、この字は「昺」「虞」字及び、宜侯矢簋に見える「虞」から「口」を脱した字と同字異構であり、それらの初文であるとする。そしてこの字の字形は人が娯樂している時の形態を象ったものであり、「娯樂」の「娛」の初文であると見て、叔入は唐叔虞を指すとする。「夭」字説については、やはり頭の左に傾けば「矢（仄・昺）」字であり、右に傾けば「夭」字であるというのには根據がないと批判する。②王恩田はこの字を「昺」字とし、やはり「娯樂」の「娛」の本字とし、頭を左右に揺り動かして娯悅するさまを表すとする。②陳斯鵬は、「矢」字は頭を傾けて憂虞するの意を表し、「憂虞」の「虞」の本字であるとする。

③李伯謙・④劉釗が取り上げる洛陽龐家溝西周墓四一〇號墓出土考母諸器銘の「医睪」についてももう少し詳しく見ておきたい。集成所収の拓本を確認すると、この文字はいずれも一文字で表記されており、あるいは合文のようにも見える。また鬲・壺・甬と異なった器種に同じ表記が用いられている。これは「瑚璉」のような器種を示す名詞ではなく、作父辛（鬲）（西周早期）の「乍（作）。父辛。𠂔」【作山柔】【甬母作。山柔】のように、文末の族徽ではないかと考えられる。これを「瑚璉」と釋讀する必然性は乏しく、「矢」字の音を探る資料としては使用できない。

「威奉、王乎（呼）殷卒（厥）士觴（唐）弔（叔）矢（虞）日（以）付（裳）衣・車馬・貝卅朋」は、「奉」を終えた後に、王が付（裳）衣・

車馬・貝卅朋などの物品の賜與によつて、その土である唐叔虞への慰勞を行わせたことをいう。長文にわたつたので、「𠂔(以)」字以下は項を改めることにする。

𠂔(以) 𠂔(裳) 衣・車馬・貝卅朋。

王が叔虞を慰勞するために與えさせた物品を列擧する。

「𠂔(以)」字は、前文で觸れたように②劉宗漢は「與」の意味とし、「殷𠂔(厥)土」とともに「𠂔衣・車馬・貝卅朋」が與えられたことを示すとするが、強いてそのように釋さなくとも單に助辭として見て問題がない。

「𠂔衣」について、③李伯謙は、「𠂔」字は不明とする。金文に「𠂔衣」の語が常見することにより、あるいは「𠂔」字の異構ではないかとする。またこの字は下に「𠂔」を加えると、金文の「尚」字と極めて似ているとし、「𠂔・衣」とは「裳・衣」であるとするとする。

⑤呉振武は、「𠂔衣」はおそらく兩字一體で「裳」字であり、「尚」は多く「𠂔」が省略されるとし、金文では「裳」は子犯鐘(新收 1008～1023 春秋中期)に例があるが、「常」と表記されていると指摘する。⑦黄錫全も同様に「𠂔衣」はおそらく一字で「裳」字であろうとする。

④李學勤は、「𠂔衣」は麥方尊・大孟鼎(集成 2837 西周早期)・復尊(集成 5978 西周早期)の「𠂔(𠂔)衣」の別の寫法であるとし、あるいはこの字は「𠂔(別)」字であり、「𠂔」と讀むのではないかと

する。

⑤饒宗頤は、「𠂔衣」は「𠂔衣」と讀み、すなわち「衲衣」であり、「𠂔」字は「同」の異體であるとする。『詩經』衛風・碩人の「衣錦娶衣」【錦を衣て娶衣す】が、『禮記』中庸に「衣錦尚絅」に作るのをその根據とする。碩人の鄭箋には「娶、禪也。」「娶、禪なり」とあり、細絹の穀(ちぢみぎぬ)でこれを作るとする。

⑥黄盛璋は、「𠂔」字は「帽」の原始象形字で、𠂔上に帽飾を加えるのに従うとする。『説文解字』に見える「𠂔」「𠂔」「𠂔」三部首のうち、「𠂔」は「冒」字の初文で、また「帽」字であり、「𠂔」は音が「𠂔」と同じで、やはり「帽」字となる。残る「𠂔」は字書に音は「覓」とあり、冒と音が異なるが、「𠂔」字は「𠂔」上に帽飾を加えたものである。まとめると、「𠂔」は「帽」字であり、「𠂔」「𠂔」字は「𠂔」に従つて出たもので、この三字はみな「冒」の古字の初文で、「帽」字であるという理解となる。そしてこうした衣冠服飾の賜與は官職の賜與と關係し、以後に必ず冊命を経たとする。

③李伯謙・⑤呉振武の言うように、本銘の「𠂔」字は確かに古文字の「尚」字から「𠂔」を抜いた形に似ている。しかし「𠂔衣」が「兩字一體」であるかどうかは微妙であり、本稿では一應二文字であり、「𠂔」一字で「裳」と讀むとしておく。

敢對王休、用作(作)寶𠂔彝。其萬年揚王光𠂔(厥)土。

③李伯謙は、「光」字は宰衷簋(宰甫卣(集成 5395 殷))に「王

光宰甫貝五朋【王、宰甫に貝五朋を光す】と、その用例が見え、「光寵」の意があり、賞賜の意味に解するべきであるとすると。

④李學勤は、「光」字は「榮」の意であり。憲鼎（集成2749 西周早期）の「憲（憲）萬年、子子孫孫寶、光用大保」【憲萬年、子子孫孫寶とし、光かせて大保に用いん】、令方彝（集成3901 西周早期）の「敢追明公賞玆（于）父丁、用光父丁」【敢へて明公の父丁に賞するを追し、用て父丁を光かせん】、召尊（集成6004 西周早期）の「置（召）萬年永光」【召、萬年永く光かせん】の類例があるとする。⑰胡長春は、この李學勤の「榮」と釋するのが正しいとし、銘文前文の「寶」字が財物を賞賜することなので、この部分の「光」字は「光寵」「榮耀」の意であり、賞賜と解するのは不適切であるとすると。

⑤張懋鎔は、「揚王光卒（厥）士」という文辭から、叔矢の身分が一介の朝臣にとどまるようであり、一國の封君である様子が感じられないとする。

⑳劉宗漢は「光」字を「睨」と讀み、「其萬年揚王睨卒（厥）士」とは、今後永遠に周王がこれら殷人の大小の百官を賞賜したことに感謝するの意であるとし、㉑王恩田も同様に「睨」と讀むが、「光」字を「光寵」「榮耀」の意とする點に問題がなく、強いてこのように解する必要はない。ただ、④李學勤の擧げる憲鼎などの例はいずれも臣下の側が「光」しており、主君が臣下に対して「光」している本銘の類例としては不適切である。本銘の類例としては、たとえば麥盃（集成9451 西周早期）の「井（邢）侯光卒（厥）吏麥」【邢侯、厥の吏麥を光かす】のような事例が適切である。また㉒胡長春の理解にも問

題があり、「光」字は賞賜も含めたものと解するべきである。

「敢對王休、用乍（作）寶罍彝、其萬年揚王光卒（厥）士」は、叔矢が王の恩寵に感謝して本器を作り、萬年に至るまで王がその土である叔矢を褒賞するのに應えるということである。

訓讀

佳れ十又四月、王、酩し、大いに漻し、率りて、成周に在り。率りを威へ、王、呼びて厥の士唐叔虞を殷するに裳衣・車馬・貝卅朋を以てす。敢へて王の休に對へて、用て寶罍彝を作る。其れ萬年、王の厥の士を光かすに揚へん。

現代語譯

十四月のこと、王が成周において酩（酒禮もしくは進獻の儀禮）、大漻（冊告による祭祀）、率（穀物の實りなどを祈求する祭祀）を行った。率を終え、王は命令を下してその土である唐叔虞を裳と上着・車馬・寶貝三十朋によって慰勞した。（私唐叔虞は）王の恩寵に感謝し、寶器を作る。萬年に至るまで、王がその土（である唐叔虞）を褒賞するのに應えよう。

参考

本器が出土した北趙晉侯墓地一一四號墓及びその夫人墓とされる一一三號墓からは、他に以下の銘文を有する青銅器が発見されている。

a 鞮

器名 鞮 (⑳孫慶偉等)

出土

「叔矢方鼎」の「出土」欄で述べた事情により、本器も盗掘時の爆破によって数十片に破砕された状態で出土し、修復作業によって復原された。

時代 西周早中期の際、昭王十八年 (㉑孫慶偉)・西周早期後段 (銘圖)

收藏 北京大學考古文博學院 (銘圖)

著録

㉑孫慶偉「從新出鞮看昭王南征與晉侯燹父」、『文物』二〇〇七年第一期。

二編 126

銘圖 3363

㉒高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二集 (研文出版、二〇一三年)、一〇四～一〇五頁

考釋

㉓王恩田「“成周”與西周銅器斷代—兼說何尊與康王遷都」(張光裕・

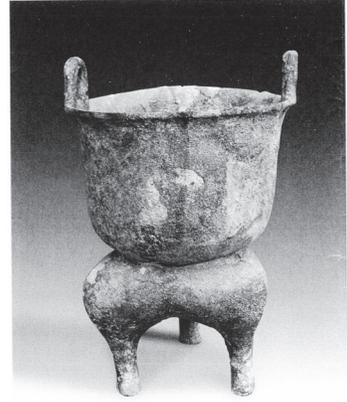
黃德寬主編『古文字學論稿』、安徽大學出版社、二〇〇八年)

㉔李學勤「論鞮銘及周昭王南征」(『仰止集—王玉哲先生紀念文集』、天津人民出版社、二〇〇七年。後に『新出青銅器研究 (增訂版)』、人民美術出版社、二〇一六年所收)

㉕李裕鈞「新出銅器銘文所見昭王南征」(朱鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』、上海古籍出版社、二〇一一年)

器制

通高 40.5 cm、口徑 25 cm。素面で紋様はない。甑と鬲とが連なって一體となっている。甑部は口が廣がっており、卷沿、縁の上に紐を捻ったような形状の雙立耳がある。直腹で、腹部はやや深い。鬲部は圓鼓腹である。分档はやや高く、三本の足は圓柱形で實心長足である。甑と鬲との間に束腰があり、その内側に算の半環形の鈎と三つの算を支えるための三角形のスペーサーがある。算は橢圓形でやや薄く、算上に圓孔が一つ、半環形の紐が一つ、十字形の縷孔が五つある。圓孔と甑部の環鈎とは連なっており、半環形の紐でもって圓算を引き開けるようになっていいる。㉖孫慶偉は、本器の形制が陝西長安張家坡一八三號墓出土の孟員甗 (新收 696) と非常に接近しており、ともに西周早中期の際の器物であるとする。

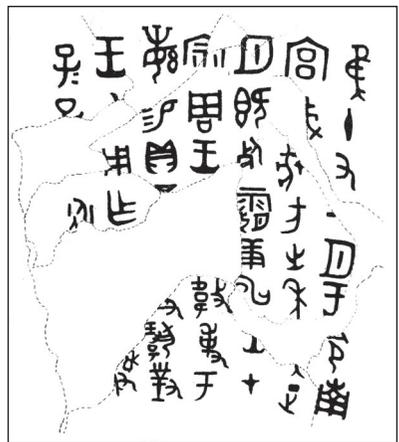
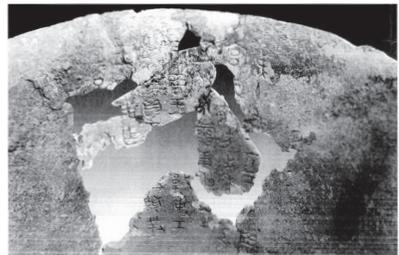


鬲器影 (⑦孫慶偉)

銘文

甑部の内壁に缺字・残缺字を含めて約五六字、うち重文二字。

佳十又「二」月、王令(命)南
宮「伐」「虎」方之年、「佳」正
月既死霸庚申、「王」才(在)
宗周。王「」𠄎吏(使)于
繇(繁)、易(賜)貝五「朋」。「𠄎」揚對
王「休」、用乍(作)「」𠄎𠄎「彝」。
子「孫」永「」。



鬲銘文寫眞・模本 (⑦孫慶偉)

銘文考釋

佳十又「二」月、王令(命)南宮「伐」「虎」方之年、「佳」正
月既死霸庚申、「王」才(在)宗周。

「佳十又「二」月」の「二」に當たる文字は左邊の一部が残存する
のみで、⑦孫慶偉は銘文の意味と文字の間の距離から「二」字である
とするが、二編及び銘圖の釋文は「二」とする。強いて「二」とする
根據はないように思われるので、本稿でも「二」と見ておく。⑧李學
勤は、銘文寫眞では残破している箇所が横筆の上縁が見えるようであ
るが、確實ではなく、おそらく「二」字であるとしつつ、文中ではこ
の部分「十又「二」月」として扱っている。「月」字を「一月」の
合文と見ているということなのかもしれないが、よくわからない。

金文の時系列については、本誌第四號掲載「金文通解 晉侯蘇鐘」で馮時「晉侯蘇鐘與西周曆法」(『考古學報』一九九七年第四期)を引いて述べた通り、乖伯簋において「九月甲寅」の後にいきなり「二月」「己未」と表記されるように、年を跨いで記述する場合は、年の表記は省略される。

乖伯簋(集成3311 西周晚期)

佳王九年九月甲寅、王令(命)益公征眉敖。益公至告。二月、眉敖至見、獻貞(帛)。己未、王令(命)中(仲)致歸乖白(伯)狐(?)裘。……

【佳れ王の九年九月甲寅、王、益公に命じて眉敖を征せしむ。益公、至りて告ぐ。二月、眉敖、至りて見え、帛を獻ず。己未、王、仲致に命じて乖伯に狐(?)裘を歸らしむ。……】

本銘の「佳」正月既死霸庚申」の場合も、南宮が王命により虎方を征伐した翌年の一月ということではないかと見られる。

この大事紀年に現れる「南宮」とは、周王朝の邦君である南宮氏の當主を指す。ほかにも柞伯簋(新收305 西周早期)の「佳八月、辰才(在)庚申、王大射、才(在)周、王令(命)南宮率王多士、師魯父率小臣」【佳れ八月、辰は庚申に在り、王、大射するに、周に在り、王、南宮に命じて王の多士を率ゐ、師魯父をして小臣を率ゐしむ】のように、その活動を示す銘文がある。また南宮乎鐘(集成1818 西周晚期)に作器者南宮乎の祖先として「朕皇且(祖)南公・亞且(祖)

公中(仲)【朕が皇祖南公・亞祖公仲】という稱謂があるように、その始祖や當主は「南公」とも呼ばれた。

「虎方」は、②李裕杓は郭沫若『兩周金文辭大系』によって江淮すなわち長江・淮水流域に盤踞していたとし、南宮による虎方征伐の目的は、南征の前に後方の勢力の脅威を取り除くことにあるとする。曾侯與鐘(銘圖續1029～1030 春秋晚期)には、その祖先である南公の事績として「王譴(遣)命南公、懲(營)宅柄(泗)土、君比(庇)淮夷(夷)、颯(臨)有江瀨(夏)。」【王、南公に遣命し、泗土に營宅し、淮夷を君庇し、江夏に臨有せしむ。】と記述されているが、この傳承はあるいは南宮による虎方征伐と何らかの関係があるのかもしれない。

この文は、前年の十一月に南公が王命によって虎方の征伐を行い、その翌年の正月既死霸庚申の日に王が宗周に所在し、後文に見えるような王命を作器者鞞に下したことを言う。

王□□鞞吏(使)于繇(繁)、易(賜)貝五「朋」。

「王□□鞞」は、②李學勤は、「王」の下の一字については銘文前文の「王令(命)南宮「伐」虎方之年」を参照し、「命」字を補い、作器者の名に當たる「鞞」の上の一字は「師」のような身分を示す稱號か、あるいは本器の作器者は二字名なのではないかと推測する。

「鞞」字については、⑦孫慶偉は次のように言う。『說文解字』に「鞞、戾也、從支韋聲」【鞞、戾なり、支に従ひ韋聲】とあり、乖戾・乖違

の意である。「戾」に關しては史牆盤(集成10175 西周中期)に「曰古文王、初敎(盤、戾、穌(和)于政」【曰に古文王、初めて政に戾和す】とあり、「戾」は「定」と訓じられ、「戾和」は安んじ定めて和協するの意である。また『廣雅』釋詁四下に「敎、盤也」【敎、盤なり】とあり、王念孫『疏證』に「敎は違と通ず」とあり、「敎(盤、戾)穌(和)」は「敎和」とも讀める。「戾」を「定」と訓ずるのは反訓であり、「敎(盤、戾、穌(和))すなわち「敎和」はそれぞれ二字が反義で對應する。また「和」字は『說文解字』と『爾雅』釋詁に「燮、和也」【燮、和なり】とあり、「燮」と「和」は同義の字となり、「燮」「和」は「敎(盤、戾)」「敎」とは反義の字となる。「敎」「燮」の字義が反義となることは、本器が晉侯燮父の墓と見られる一一四號墓から出土したことに符合しており、本器の作器者「敎」とは晉侯燮父のことであり、敎が名で燮父が字である。敎すなわち燮父は昭王末年の楚荆征伐に參與した。燮父の卒年が穆王の早期であるのは、一一四號墓の年代とも一致すると言う。㉔王恩田も敎は晉侯燮父であると、本銘は彼が昭王による虎方(王氏はこれがすなわち楚國であると)する征伐に關係する使命を受けたとする。

地名とみられる「穌(繁)」は、㉕孫慶偉は、おそらく『左傳』に頻見する「繁陽」であり、楊伯峻『春秋左傳注』によって今の河南省新蔡縣北に位置し、楚荆に近いとする。㉖李學勤は、「繁陽」に當たる地は金文では「繁湯」などと表記され、單獨で「繁」とすることはないと批判する。本銘以外に單獨の「繁」地として、班簋(集成4341 西周早期)の「王令(命)毛白(伯)更號(成)公服、粵(屏)

王立(位)、乍(作)四方亟(極)、秉繁・蜀・巢命」【王、毛伯に命じて號成公の服を更ぎ、王位を屏け、四方の極と作し、繁・蜀・巢の命を乗らしむ】を挙げ、ひとつの推測として、『漢書』地理志に蜀郡の地として見える繁縣、今の四川省新繁縣北二十里に當たる地ではないかとし、この地が班簋において今の成都に當たる「蜀」と併稱されているのが傍證になるとする。

㉗李裕杓は、本銘及び班簋の「穌(繁)」について『左傳』の「繁陽」と同地説を採り、金文中のほかの例として、晉姜鼎(集成2826 春秋早期)・戎生鐘(新收1613～1620 春秋早期)の「穌(繁)湯(陽)」、曾伯秉簠(集成4331～4632 春秋早期)の「鄒(繁)湯(陽)」、繁陽之金劍(集成11382 戰國)の「穌(繁)淩(陽)」を挙げる。例としてはもうひとつ鄂君啓車節(集成12110～12112 戰國中期)の「穌(繁)易(陽)」がある。㉘李裕杓はこれらの例から、繁陽は西周早期には周王朝の勢力範圍に屬していたのが、晉姜鼎と戎生鐘に「征穌(繁)湯(陽)」とあることから、春秋早期にはその勢力範圍に屬さなくなったようであるとする。そして繁陽は當時銅や錫などの南方の物品を中原へと運輸するうえでの交通の要衝であり、本銘で昭王が敎を繁陽に派遣した目的は、この地を中心とする交通の路綫を確保し、警備を強化して後方の脅威から防衛することであったとしている。本稿でも「穌(繁)」地を繁陽もしくは繁陽附近の土地と見ておく。

「貝」字の下は「五」字の上端が見え、その下の二字はおそらく「册」字のはずである。㉙李学勤は、王が賜った貝が五册にすぎないことから、作器者の身分はそれほど高くないのではないかと推測する。作器

者の出身については、前述のように晉人と解している。⑳孫慶偉や㉑王恩田のように作器者の名を晉侯燮父に附會するよりも、こうした見方の方が適切である。

この文は、鞞が王命によって繁陽の地に派遣され、その功績によって貝五朋を賞賜されたことを言う。㉒李裕杓が考察するように、この派遣は本銘前文の南宮による虎方征伐や王の南征と關係しているのであろう。

「鞞」揚對王「休」、用作（作）□□□□「彝」。子子「孫孫」永□□□。

冒頭の一字は「鞞」の右下角に相當する部分が見える。㉓李學勤は更に、銘文前文の「朋」字とこの「鞞」字の間にもう一字缺字があると思ひ、やはり「師」のような文字が入るか、作器者が二字名なのではないかとする。「彝」字はこの字の下部が見える。「子」の下には「孫」の上部が見え、おそらく「子」と同じく重文符號が附されていたと思ひなされている。「永」字はその上部が見える。

この文は缺字が多いが、鞞が王の恩寵に感謝し、本器を作ったこと、子々孫々この器を寶物として用いるようにといったことを述べていると見られる。

訓讀

佳れ十又一月、王、南宮に命じて虎方を伐たしむるの年、佳れ正月

既死霸庚申、王、宗周に在り。王、……鞞（をして）繁に使ひせしめ、貝五朋を賜ふ。鞞、王の休に揚對し、用て……彝を作る。子子孫孫、永く……せん。

現代語譯

十一月、王が南宮に命じて虎方を征伐させた年、正月既死霸庚申の日、王は宗周に所在した。王は……鞞を繁に派遣し、貝五朋を賜わった。鞞は王の恩寵に感謝し、寶器を作った。子々孫々、永く……しやう。

b 晉侯鳥尊

器名

鳥形尊（①簡報）・鳥尊（③〇『晉國奇珍』等）・晉侯尊（新收等）・晉侯鳥尊（二編等）

出土 一一四號墓より出土。發掘編號はM114:210。

時代 西周早期（二編等）・西周晚期（新收）

收藏 山西博物院（③『晉國瑰寶』）

著録

- ①北京大學考古文博院・山西考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第六次發掘」(『文物』二〇〇一年第八期)(①簡報」と略稱)
 ③上海博物館編『晉國奇珍—山西晉侯墓群出土文物精品』(上海人民美術出版社、二〇〇二年)、五〇～五一頁。

新收 914

一編 591

模釋總集 第七冊二二一八頁

銘圖 11713

- ③李進增主編『晉國瑰寶—山西出土晉國文物精華錄』(寧夏人民出版社、二〇一一年)、三八～三九頁。

考釋

- ⑥黃盛璋「晉侯墓地M二一四與叔矢方鼎主人・年代和墓葬世次年代排列新論證」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)
 ⑪馮時「叔矢考」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)
 ⑰胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』(綏裝書局、二〇〇八年) 上篇、777
 ⑳王恩田「“成周”與西周銅器斷代—兼說何尊與康王遷都」(張光裕・黃德寬主編『古文字學論稿』、安徽大學出版社、二〇〇八年)
 ㉒馬今洪「鳥尊・猪尊・兔尊二題」(上海博物館編『晉侯墓地出土青

銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)

- ③陶正剛「晉國鳥紋的再研究—論晉國祖先始祖鳥」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)

このうち③馬今洪・③陶正剛は本器の形制・紋様に關するものである。

器制

器全體は高冠があり、首を回して立っている鳳鳥形である。嘴の後部に二つの鼻孔があり、圓眼、鉤形の眉である。兩翼は上方に巻き上げ、尾部は鼻が内側に巻いた象首となっている。胴体部に羽毛と雲雷紋があり、兩翼と兩足に卷雲紋がある。背中に蓋があり、鳥形の紐が附いている。残長30.5cm、幅17.5cm、通高39cm。その出土位置が盜掘坑に近かったことにより嘴の先端と象鼻部(鼻元と鼻の先端の間)が破損したとのことだが、北京大學考古系で出土品の整理・修復作業を進めていたところ、象鼻部の斷片が発見されたという(山西博物院鎮館之寶鳥尊伴隨缺失殘件從北大返回、「新華網」二〇一八年五月九日、http://www.xinhuanet.com/local/2018-05/09/c_1122808607.htm)。

銘文考釋

晉侯乍（作） 向大室寶障彝。



晉侯鳥尊 器影・蓋銘拓本・器銘拓本（ともに③〇『晉國奇珍』）

銘文

蓋銘・器銘ともに二行九文字。

晉侯乍（作） 向大

室寶障彝。

⑥黄盛璋は、「向大室」とは大室に告げることであり、墓主が位を繼いで晉侯となり、宗廟に祭告したことを指すと解する。大室は主室、すなわち宗廟の正室であり、本器は祖先に祭告し、宗廟に陳列するために作られたとする。③〇『晉國奇珍』・③②馬今洪は本器を『周禮』春官・司尊彝に言う「六尊六彝」の「鳥彝」になぞらえる。

①馮時は、本銘の「晉侯」は唐叔虞ではなく晉侯燮父とし、「向大室」は金文に見える「闌大室」「吳大廟」などと同じ用法で、向地の大室であるとす。この晉侯がどの代の晉侯を指すかは不明とすべきである。①馮時は、「向」の地望については古本『竹書紀年』の「鄭侯使韓辰歸晉陽及向。二月、城陽・向、更名陽爲河雍、向爲高平。」【鄭侯、韓辰をして晉陽及び向を歸らしむ。二月、陽・向に城き、名を更めて陽を河雍と爲し、向を高平と爲す。】といった文献の記述を参照し、本銘の向地は晉陽の地と近く、この晉陽は古の平陽（すなわち現在の山西省臨汾市の西）と同一地で、唐叔虞の始封の地である晉南夏墟を指すとす。すなわち向は唐叔虞始封の地の近隣の土地と見るのである。②王恩田は、「向」「唐」（そして叔矢方鼎の「唐」字）はともに陽部に屬する字で音通し、「向大室」は「唐大室」であり、唐叔虞の廟を指すとす。ただし「向」字が唐叔虞の「唐」字と通じる例がほかにあるわけではない。ここでは「向」を地名と見ておく。

本銘は、當時の晉侯が向地の宗廟の大室に供える器を作ったことを言う。

訓讀

晉侯、向大室の寶樽彝を作る。

現代語譯

晉侯が向地の宗廟の大室の寶器を作った。

c 晉侯猪尊

器名 猪尊(①簡報等)・晉侯尊(新收等)・晉侯猪尊(二編等)

出土 一一三號墓より出土。發掘編號はM113:38。

時代 西周早期(二編等)・西周晚期(新收)

收藏 山西博物院

著錄

①北京大學考古文博院・山西考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第六次發掘」(『文物』二〇〇一年第八期)(①簡報)と略稱)

②上海博物館編『晉國奇珍—山西晉侯墓群出土文物精品』(上海人民

美術出版社、二〇〇二年)、五二—五三頁。

新收 910

二編 590

模釋總集 第七冊二一—七頁

銘圖 11610

考釋

③馬今洪「鳥尊・猪尊・兔尊二題」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版、二〇〇二年)

④陳劍「晉侯墓銅器小識」(『中國歷史文物』二〇〇二年第六期。後に陳劍『甲骨金文考釋論集』、綫裝書局、二〇〇七年所收)

⑤郭永秉「晉侯猪形尊銘文商榷」(陝西考古研究院・上海博物館編『兩周封國論衡—陝西韓城出土芮國文物暨周代封國考古學研究國際學術研討會論文集』、上海古籍出版社、二〇一四年)

器制

四足で佇立する猪の形を象っている。口はやや上向きで、口元には牙があり、雙耳は斜めに立ち、尾は上に巻いている。背には圓形の口があって蓋をかぶせ、蓋上には圈形の取っ手がある。蓋上には雲雷紋をめぐらせ、間に四つの圓目がある。器腹の兩側に同心圓の渦紋がある。通長39.3cm、通高22.4cm。

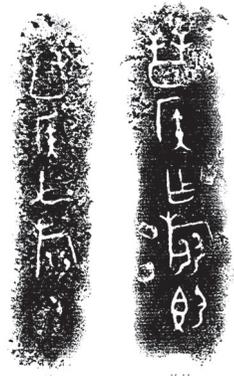
晉侯乍(作)旅、飢(食)。

銘文

器蓋と器體腹底に同文の銘文がある。それぞれ一行五文字。



晉侯猪尊 器影・器銘拓本・蓋銘拓本 (ともに③〇『晉國奇珍』)



銘文考釋

晉侯乍(作)旅、飢(食)。

「旅、飢(食)」について、⑥黃盛璋は、本器のような旅彝は移動が可能で、多くの用途に用いられる器であるので、その夫人墓に副葬されたとする。本器は鳥形尊とともに晉侯が繼位した後に作られ、康王の世、すなわち叔矢方鼎より一代後のものであるとする。



饌休簋「饌」字

晉姜簋「饌」字

楚公逆鐘「飢」字

楚公逆鐘「人」字

本銘については末尾の「飢(食)」字の釋字が問題とされている。③〇『晉國奇珍』は、「飢」字は「食」に通じ、多く青銅食器の銘文中に用いられ、酒器の自名としては罕見に屬するとする。③②馬今洪は、金文の「飢」字について、「人」旁が本銘のような形になっているものはなく、本銘の字形は北趙晉侯墓地六四號墓出土の饌休簋(新收③②) 西周晚期。本誌第五號掲載の拙稿「金文通解 楚公逆鐘」を参照)、一三號墓出土の晉姜簋(新收③③) 西周)の「饌(簋)」字の形に似ており、「饌(簋)」字であるとす。ただし本器は簋ではない。③④陳劍は、この字の左側は「饌(簋)」の初文に従い、右側は「尸」聲に従い、「彝」と讀むべきであり、あるいは「彝器」の「彝」字の異體であるとする。吳王光鑑(集成 10298 ~ 10299 春秋晚期)

の「宗彜（彝）薦鑑」の「張」字が「夷」を基本聲符として「彝」に通じるのがその證とする。「尸」はもと「夷坐」の「夷」字の表意初文であり、西周金文の東夷・淮夷の夷はみな「尸」に作ることから、「尸」聲の字を「彝」とするのは正常に屬すると言う。

③郭永秉はこの③陳劍の説について、次のように批判する。吳王光鑑の「張」字は施謝捷『吳越文字彙編』によって「展」と釋される。「尸」字は「人」旁が變形したものにすぎず、必ずしも表音作用があるわけではなく、吳王光鑑の「展」字を「彝」と讀むのは、おそらくこの字の基礎上に更に「夷」聲を附した結果である。殷代・西周期の「宗彝」「尊彝」の「彝」字は、その他の字を借用して表示されたことがない。西周早期に既に古文字中で極めて罕な「簋」の初文に従い、「尸」聲に従う字でもって「彝」を示していたとは思われず、陳説には疑うべき所がある。本銘の「飮」字は北趙晉侯墓地六四號墓出土の楚公逆鐘（新收891）～898 西周晚期。拙稿「金文通解 楚公逆鐘」を参照）の「錫鐘百飮（肆）」の「飮」字と同じであり、またこの字の右側の「人」は、同銘中の「楚公逆出求人」の「人」字の筆法と完全に一致している。楚公逆鐘ではこの字は普通によって「肆」と釋されているが、金文中で罕見のこの字がどうして本銘では「彝」字として用いられ、楚公逆鐘では「肆」字として用いられているのだろうか。釋字は「飮」で疑義がない。「人」「尸」は一字の分化であり、混淆されやすいが、この字の右側と本銘の「旅」字の従う所の「人」形とは同様の形であり、左偏の「卮」も「食」と通用できるとする。

④郭永秉はこの字の解釋については、まず本銘の「乍（作）旅飮（食）」

を「乍（作）旅、飮（食）」と區切り、作旅鬲（集成5868 西周早期）の「乍（作）旅【旅を作る】、或獻（集成837 西周早期）の「或乍（作）旅【或、旅を作る】」などと同例と見る。文末の「飮」字については、ほかに父乙觶（集成2347 西周早期）の「父乙、飮【父乙、飮せん】、述卣／尊（集成5336／5934 西周早期）の「述乍（作）兄日乙寶罍彝、飮【述、兄日乙の寶罍彝を作る、飮せん】のような文例を挙げ、これらは遣叔鼎（集成212 西周中期）の「遣叔乍（作）旅鼎、用【遣叔、旅鼎を作る、用いん。】」などの「用」字と同じ用法であると指摘する。こうした用法の「飮（食）」字は「饗祀」の類の意味で、『逸周書』作雒の「先王皆與食」【先王皆な與に食く】の「食」のように、鬼神を祭る、あるいは鬼神が祭祀を饗けるの意であり、おそらくこれらの器物でもって鬼神を祭祀することを指すとす。こうした用法での「飮（食）」字・「用」字は、種類が異なる器物の銘文で用いられ、自名ではなく、本銘の文意は「晉侯がこの銅器を作った、以て祖先を饗祀せん」であると結論づける。

⑤郭永秉は楚公逆鐘の「飮（食）」字についてもこのように解釋してよいのか、あるいは従来のように「肆」と讀んで編鐘の數量を指すものと解釋して問題がないのか述べていない。取り敢えず本銘のような事例では郭説のような解釋が妥當であるので、拙稿「金文通解 楚公逆鐘」での「飮」字の解釋は改めず、本銘では郭説に則って解釋しておくことにする。

訓讀

晉侯、旅を作る、食せん。

現代語譯

晉侯が持ち運び用の器を作った。(この器で祖靈を)饗應して祀ろう。

d □ 卣

器名 □ 卣 (新收)・幾卣 (二編)

出土 一一三號墓より出土。發掘編號は M113:102。

時代 西周早期 (二編)・西周晚期 (新收)

收藏 山西省考古研究所

著録

①北京大學考古文博院・山西考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓
地第六次發掘」『文物』二〇〇一年第八期 (「①簡報」と略稱)

新收 913

二編 531

模釋總集 第七冊二二一八頁

考釋

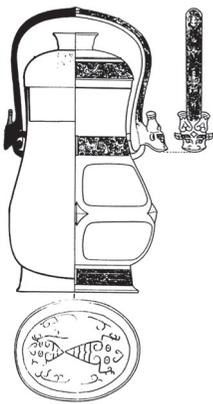
㊦楊曉能「從北趙晉侯墓地 M 一一三出土銅卣談商周青銅禮器外底的動物圖像」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』,上海書畫出版,二〇〇二年)

器制

器影は模寫圖という形でしか公開されていない。廣がり口で、鼓腹はやや下方に垂れ、短い圈足が外側に廣がっている。半環状の耳が獸首提梁と連なっており、蟬紋がある。蓋と器體の頸部には帶狀鳥紋を巡らし、雲雷紋が下地となっている。圈足には變形夔紋を巡らし、やはり雲雷紋が下地となっている。器底部には蟬紋があり、㊦楊曉能はこれを圖像銘文と解している。口徑 13cm、



□ 卣器體銘文 X 綫寫真 (新收)



□ 卣模寫圖 (新收)

銘文

器蓋と器底に銘文がある。器體部の X 綫寫真のみ公開されている。

二行七文字。

□乍(作)母

日丁隳彝。

銘文考釋

□乍(作)母日丁隳彝。

冒頭の一字、作器者の名に當たる部分は、二編は「幾」字とする。確かに「幾」字と似ている部分もあるが、銘文X綫寫眞は全體的にはつきりせず、不明字としておく。末尾の「彝」字は上部が目視できない。

訓讀

□、母日丁の隳彝を作る。

現代語譯

□が亡母日丁を祀るための器を作った。

e 伯甌

器名 伯甌(新收)

出土 一一三號墓より出土。發掘編號はM113:55。

時代 西周晚期(新收)(西周早期)

ただし新收は前文に述べたように一一四・一一三號墓出土器銘を一律に西周晚期のものとしている。時代は他の器銘と同様に西周早期と見た方がよい。次項以下で扱う器銘も同様。

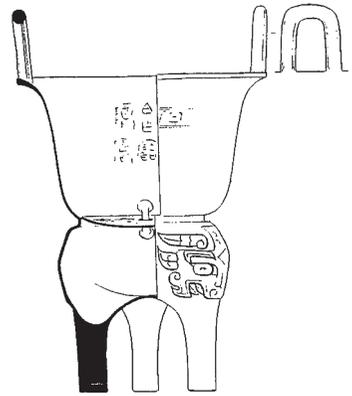
收藏 山西省考古研究所

著録

①北京大學考古文博院・山西考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第六次發掘」『文物』二〇〇一年第八期(「①簡報」と略稱)
新收 912

器制

器影・銘文とも模寫圖の形でしか公開されていない。廣がり口で斜壁、束腰。三分档で柱足はやや高く、立耳は紐索状である。腹内に隔壁があつて算を設置している。兩の档部には煤の痕跡がある。頸部には目雷紋を巡らし、兩部には三組の突起した獸面紋がある。口徑28.5cm、通高43.5cm。



伯鬲模寫圖 (①簡報)

銘文

内壁に銘文がある。二行五文字。

白(伯)乍(作)寶
鬲彝。

訓讀

伯、寶鬲彝を作る。

現代語譯

伯が祭祀用の寶器を作った。

f 叔鼎

器名 叔鼎 (新收)

出土

一一三號墓より出土。發掘編號は M113:34。

時代 西周晚期 (新收) (西周早期)

收藏 山西省考古研究所

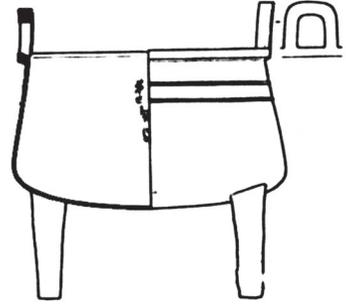
著録

①北京大學考古文博院・山西考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓
地第六次發掘」『文物』二〇〇一年第八期 (「①簡報」と略稱)

新收 909

器制

器影・銘文とも模寫圖の形でしか公開されていない。長方口で、胎壁はやや厚い。縁は方折斜平、雙立耳であり、斜めに直壁となっており、腹部は外側に垂れており、鬲底は浅く、柱足が四本ある。外壁に弦紋が二本ある。煤の痕跡がある。口長 30.5cm、幅 24cm、通高 35cm。



伯甌模寫圖（新收）

銘文

内壁に銘文がある。一行四文字。

弔（叔）乍（作）旅鼎。

訓讀

叔、旅鼎を作る。

現代語譯

叔が持ち運び用の鼎を作った。

g □ 鼎

器名 □ 鼎（新收）

出土

一一三號墓より出土。發掘編號は M113:51。

時代 西周晚期（新收）（西周早期）

收藏 山西省考古研究所

著録

①北京大學考古文博院・山西考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第六次發掘」『文物』二〇〇一年第八期（「①簡報」と略稱）
新收 911

器制

長方形口の方鼎で、縁は方折平沿、雙立耳であり、直腹壁で内側に收縮しており、平底でやや垂れ下がっていて、柱足は四本でやや高い。器外の四角に扉稜があり、四壁には浅い浮き彫りの獸面紋がある。口長 16.3 ㎝、幅 13.1 ㎝、通高 21.4 ㎝。



□鼎 器影 (①簡報)

銘文

①簡報によると、X線写真によって内壁に銘文があることは判明しているが、釋讀できないという。新収は銘文として空角一文字を埋め、器名を□鼎とするが、正確には銘文の字數は不明である。

一一四號墓・一一三號墓出土器銘に關しては未發表のものが相當數存在するようで、李伯謙「晉伯卣及其相關問題」(『中國古代青銅器國際研討會論文集』、上海博物館・香港中文大學文物館、二〇一〇年)によると一一四號墓出土器銘に柞伯爵があり、その器制は長腹圓底、縁の上の立柱が鑿(つる)から離れており、典型的な西周早期の様式とある。所藏は山西省考古研究所侯馬工作站とのこと。また④李學勤によると、一一四號墓から盜掘されたものとして編鐘があったという

傳聞があるが、有銘器かどうかなどの詳細は不明である。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)

